

令和8年度 中標津町障害者就労施設等からの物品等の調達方針概要

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、中標津町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、中標津町の全ての部署が発注可能な物品等に適用する

3 優先調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 地域活動支援センター
- (4) 生活介護事業所
- (5) 障害者支援施設
- (6) 小規模作業所

4 調達の推進に関する基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用するものとする
- (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的に行うとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする

5 調達実績の公表

当該年度の終了後、早い時期に物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する